

# 県中地方における「ふくしま食・農再生戦略」の取組み

平成20年6月24日

「ふくしま食と農の絆づくり運動」県中地方推進本部

## 1 「ふくしま食・農再生戦略」の進め方

県中地方は、郡山・田村・須賀川地域ごとに特徴ある農業を展開し、農業産出額上においても県内で大きなウェートを占めている一方、商都郡山を中心とした大消費地でもあることから、消費者と農業者とのさらなる連携により、食と農と環境が一体となって、将来にわたり持続する農業の発展が大きく期待される地域である。

このため、「ふくしま食と農の絆づくり運動」県中地方推進本部(以下「地方推進本部」という。)の構成機関・団体が、「ふくしま食と農の絆づくり運動」(以下「絆づくり運動」という。)の実践を通じ、「ふくしま食・農再生戦略」(以下「食・農再生戦略」という。)の実現に向けた取組みを以下により推進する。

### (1) 地方推進本部構成団体の連携強化

「絆づくり運動」は、平成19年7月19日に地方推進本部設立以来、関連イベントの取組み、ホームページ等による広報活動を通じ、「食・農再生戦略」の推進に向けた具体的な取組みを進めてきた。

平成20年度においては、さらにステップアップしていくため、構成団体が連携・協力を強化し、多くの消費者等の参画をいただきながら、一層効果的に運動を展開する。

また、運動の展開に当たっては、平成19年12月に策定された「ふくしま水田農業改革実践プログラム」と連携し、県中地方の農業・農村の振興に重点的に取り組むものとする。

### (2) 各戦略の着実な推進

「再生戦略」は、5つの戦略で構成するが、各戦略の推進に当たっては、それぞれの協議会、推進会議等において、工程表に基づく着実な取組みを図ることとする。

### (3) 取組状況等の報告

地方推進本部構成機関・団体は、「食・農再生戦略」の実現に向けて実施する事業等を毎年度明らかにするとともに、その取組状況を地方推進本部に報告、地方推進本部はその推進状況を検討し、次年度以降の施策の展開に反

映させる。

#### (4) 関係機関・団体の役割と今後の取組みの強化

関係機関・団体が果たすべき役割は以下のとおりとし、今後の取組みに当たっては、地方推進本部構成機関・団体が主体的に行う取組みを有機的に結びつけて、効果的に「絆づくり運動」を推進するよう、相互の情報交換や連携の強化を図る。

##### ○ 県

「食・農再生戦略」の施策の方向に沿って、各種事業を総合的・計画的に推進するとともに、県中版「食と農の交流イベントカレンダー」の作成等、情報発信の強化を通じ、「食・農再生戦略」を包括する「絆づくり運動」の趣旨徹底を図るものとする。

##### ○ 市町村

市町村における共通の農業振興指針として、「食・農再生戦略」を位置づけ、地域農業の振興や農村の活性化を図るため、県及び農業団体等と連携しながら積極的・効率的に施策を推進する。

特に、地域の特性を生かした農業を推進し、単独事業による支援も含め、特徴ある地域農業の振興に努めるものとする。

##### ○ 農業者団体

関係機関との連携を強化し、農業・農村の振興に主体的な役割を果たすよう努めるものとする。

特に、JAにあっては、「中期経営計画」との整合性を図りつつ、地域の特性を生かした地域ブランドづくりに努めるものとする。

##### ○ 消費者団体等

基幹産業として、また多面的機能を有する農業の役割や、質が高く安全・安心な県産農産物に対する理解の促進を通じ、地産地消や食育の一層の推進に努める。

## 2 戦略ごとの「ふくしま食・農再生戦略」の具体的な取組み

### 戦略1 食と農の絆づくりの推進

#### (1) 平成22年度までに主に取り組む事項

- 食と農の絆づくりの推進については、県中地方が「農業の大生産地であると同時に食料の大消費地である」という特徴を生かしつつ、交流活動等により農業者と消費者の連携を深め、本県農業の価値観をお互いに共有できる関係の構築に努める。
- 産地・生産情報や流通関係情報等の情報収集機能の充実を図るとともに、農業者、消費者、実需者等が活用できる情報の発信体制を整備する。

#### (2) 平成20年度に重点的に取り組む事項

- 食と農の絆づくり推進体制の構築  
平成19年度における「絆づくり運動」の推進体制の整備や関連イベントの成果を踏まえ、「園芸産地の支援」などをテーマとし、地方本部事務局の農林事務所が中心となって、真に「ふくしま食・農再生戦略」の基礎となる運動として実効が上がるよう、取組みを展開する。
- 消費者と農業者の交流の促進  
県や市町村、JAは、消費者との交流機会の増大を図るとともに、ロゴマーク・キャッチコピーを活用しながら、消費者に本地方の「食・農・環境」の豊かさ、すばらしさを共感、実感してもらうため、「絆づくり運動」のPR活動を展開する。  
特に、グリーン・ツーリズムは、都市部と消費者と地域の生産者が直接交流し、農業・農村への理解を深める手段として有効であることから、関係機関・団体及び実践団体との連携による受入態勢の強化を図る。  
また、農産物直売所を農業者と消費者の絆づくりの拠点と位置づけ、安全・安心に関する情報や農産物の利用方法などの情報発信や交流を促進する。
- 地産地消の全県的拡大及び食育や地域資源を生かした豊かな食生活の推進  
市町村やJAが行う、地域住民を対象とした物産展の開催や直売の機会の充実を図るとともに、学校給食における地場産品の利用拡大に努めるなど、地元産農産物の利用拡大を図る。さらには、県や教育委員会、市町村、JA等の連携による児童等を対象とした農業体験や研修の機会を設け、食育

を推進する。

○ 「食・農・環境をつなぐ情報」の収集及び発信

イベントカレンダーの作成、取りまとめに当たっては、使いやすいものに工夫するなど内容の充実に努め、適時適切に情報の共有化を図るとともに、地方本部構成員それぞれが運営するホームページ等を活用し、食や農、環境に関する地域情報を農業者や消費者等に対して積極的に発信する。

## 戦略2 戦略的な流通販売対策の強化

### (1) 平成22年度までに主に取り組む事項

- 「食彩ふくしま販売促進プラン」(平成18年11月24日策定)に基づき、「環境との共生」をトータルイメージとして、消費者や実需者に信頼され多くの産地の中から県中地方の農産物が選択されるよう、関係機関・団体と連携した販売促進対策を展開する。
- 県中地方における地産地消を展開するため、消費者、実需者等へ地元農産物のPRや農業者と交流する機会を確保するとともに、管内卸売市場等を核とした地場流通機能の強化による地産地消システムの構築を支援する。  
また、量販店との契約栽培や直売所の多彩な機能を生かした地域ネットワーク化の促進、さらには、「食」と「農」の体験交流を通じた食育を推進する。
- 人的資源を活用した多様な情報発信拠点と連携した販売促進活動を展開するとともに、重点販売促進品目を中心としたフェア等への積極的な参加を促すことにより、管内農産物の知名度向上や産地ブランド化を支援する。  
また、東アジア等をターゲットとした戦略的な農産物の輸出を関係機関と連携しながら支援する。
- 業務用ニーズに応える生販提携型供給産地の確立と契約取引の拡大を支援するとともに、農業者と食品加工業者等の共同による食料産業クラスターの形成や農業者自らの加工品づくりへの取組みを促進し、地域の特長を生かした商品開発と販路拡大を支援する。  
また、観光産業等との連携強化により、管内農産物のイメージ向上と利用拡大を図る。
- 有機・特別栽培等農産物や県オリジナル品種について、産地づくりと一体となった消費拡大や販路開拓等を支援する。
- 関係機関・団体の主体的な取組みに加え、生産・流通・販売・加工関係者や消費者等で構成する各作物ごとの協議会等を有機的に結びつけ、総合力を発揮しながら効果的な販売促進対策を展開する。

## (2) 平成20年度に重点的に取り組む事項

### ○ 地産地消及び食育の推進

地産地消強化期間における県産農産物の集中PR、農業者と実需者との連携の取組みの推進や直売所の機能強化への支援等により、地産地消を一層推進するとともに、地域での食育ネットワークの構築等により、本県農業への県民の理解を促進しながら、県産農産物の消費拡大を図る。

### ○ 販売促進品目の重点化と多様な情報の発信による販売拠点の開拓等

生産・流通・販売・加工関係者や消費者等で構成する各作物ごとの協議会等において、県オリジナル品種について、販売促進品目の重点化を図り、産地の育成・強化と一体となった販売促進活動を支援する。また、それぞれの団体等が効果的な販売促進に向けて、情報の収集・共有・発信による大消費地における販売拠点の開拓・確保など、販路の拡大を推進する。

### ○ 「食」関連産業との連携強化

加工業務向け産地づくりを推進するとともに、流通方法の改善等を支援する。また、農業者と食品産業等との連携による県産農産物を活用した新商品や新メニューの開発を支援するとともに、旅館・ホテルや飲食店等と連携し、「ごはん」を始めとした県産農産物のPR活動を展開する。

### ○ 有機・特別栽培農産物等の販路拡大

有機・特別栽培農産物等について、生産団体が主体的に行うマーケティング活動を支援するとともに、消費者等との産地交流会を開催することなどにより、有機・特別栽培農産物等の販路拡大を図る。

### 戦略3 持続的な発展を目指した園芸産地の取組強化

#### (1) 平成22年度までに主に取り組む事項

- 園芸作物の生産性の向上と消費者等のニーズへの的確な対応を目指し、県中地方園芸特産推進本部が中心となり、農業総合センターの技術開発機能や技術移転機能を活用しながら、県中地方の農業の中核を担う競争力のある園芸産地を育成する。
- 管内の既存産地であるきゅうり（郡山、JAすかがわ岩瀬）、トマト（田村）、なし（郡山市、JAすかがわ岩瀬）の5産地において、新技術の実証展示、施設化に対する支援、担い手の育成確保等により、産地の再生を図る。
- オリジナル品種の導入などにより、アスパラガス（JA郡山市、田村）、ぶどう（郡山市）、もも（JAすかがわ岩瀬）、リンドウ（たむら）の管内5産地において、新たな園芸産地の育成に取り組む。
- 園芸特産産地強化プログラムや野菜産地強化計画等の各種計画に基づき、担い手の育成・確保、販売促進、生産拡大等に取り組み、ゆるぎない園芸産地の維持・発展を図る。

#### (2) 平成20年度に重点的に取り組む事項

- 支援、指導体制の強化  
県、市町村、JA等からなる県中地方園芸特産推進本部プロジェクトチームの活動を通じ、各地域ごとに各種事業等の活用による施設等の導入検討及び新技術や新品種の実証展示等を行うなど、支援、指導体制を強化する。
- 既存産地再生への取組強化  
産地診断を踏まえ策定した産地戦略に基づき、既存産地における新技術や新品種の実証展示、労力調整システムの構築・運営支援、生産基盤の整備等の事業活用への支援に取り組む。
- 新産地育成への取組強化  
産地戦略に基づき、新産地におけるオリジナル品種の導入や新技術等の実証展示、担い手の育成・確保、生産基盤の整備、販路の開拓などに取り組む。

○ 園芸特産産地強化プログラム等への取組強化

園芸特産産地強化プログラムや野菜産地強化計画等の各種計画に基づき、それぞれの課題に応じながら、担い手の育成・確保や販売促進、生産拡大等に取り組む。

また、原油高騰対策については、関連事業の活用や情報提供等、その支援に取り組む。

## 戦略4 担い手の経営安定、新たな担い手の確保対策の強化

### (1) 平成22年度までに主に取り組む事項

- 意欲と能力のある担い手の育成・確保を図るため、認定農業者への誘導等に積極的に取り組むとともに、経営の法人化に向けた取組みを促進する。  
また、兼業農家等も営農組織の構成員となることができるよう、営農組織の育成と特定農業団体化、特定農業法人化を推進する。
- 農地の効率的利用と構造改革を促進するため、担い手への農地の利用集積を促進する。
- 産地戦略を策定した品目を中心に品目を選定の上、地域労力調整システムの構築を推進する。
- 県青年農業者等育成センターの活用を推進するとともに、農業普及部・普及所の新規就農相談所等を拠点として、U・I・Jターン者等への情報提供等支援体制を強化し、就農希望者が安心して就農できる環境づくりを進める。

### (2) 平成20年度に重点的に取り組む事項

- 農業経営の法人化等の推進
  - ・ 集落営農の推進  
農用地利用改善団体の早期設立と担い手を中心とした集落営農の確立を図るとともに、営農組織の特定農業団体化を引き続き推進するなど、地域農業の再編と活力ある生産構造の実現を支援する。
  - ・ 農業経営の法人化等の推進  
市町村及び農業協同組合等関係機関・団体は、地域の担い手を計画的に認定農業者へ誘導し、かつ再認定に向けた支援を強化するとともに、法人化を支援する。  
また、水田農業経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の改正を踏まえ、「地域水田農業ビジョン」において地域の担い手として位置づけられた認定農業者等、新たに加入対象となった農業者を確実に本対策に誘導する。
  - ・ 担い手への農地の利用集積  
市町村及び農業協同組合等関係機関・団体は、連携して農地保有合理化事業、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業等の活用を推進し、担い手への農地の利用集積を促進する。

○ 労力調整システムの構築

福島県農業（園芸）労力調整推進指針で示した農業労働調整システム推進モデルを活用して、各地域における労力調整システムの導入や円滑な運営を支援し、担い手の労力確保や経営体の育成・強化を図る。

○ 新規就農者受入体制の強化や新たな農業者の育成及び地域への定着の促進

県青年農業者等育成センターが行う新規就農者確保対策事業の周知に努めるとともに、農業振興普及部・普及所における就農相談窓口機能の一層の充実、市町村、農業協同組合における就農相談窓口の明確化により、就農希望者への情報提供の強化に努める。

## 戦略5 環境と共生する農業の全県的な推進

### (1) 平成22年度までに主に取り組む事項

- 「県中地方環境と共生する農業推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置し、管内の農林業や農村等から発生する有機資源の循環利用を基本に、環境と調和し、持続的に発展できる農業への転換を図る。
- このため、推進会議を中心として、地域におけるたい肥等の有機性資源の循環利用システムの構築とその機能強化、環境負荷の削減を行うため、エコファーマーの育成や「ふくしま型有機栽培」及び「ふくしま型特別栽培」（以下「『ふくしま型有機栽培』等」という。）の技術体系の確立と普及拡大などに向けた取組み等への支援を行うとともに、関連する各種施策の検討や進行管理等を行いながら、管内全域への普及推進を図る。
- 食と農の絆づくりの推進などを通じ、環境と共生する農業について、農業者及び消費者等関係者相互の理解促進を図るとともに、マーケティング活動やPR活動を強化し、生産された有機農産物などの販売対策を促進することで、環境と共生する農業への取組みを推進する。

### (2) 平成20年度に重点的に取り組む事項

- 「ふくしま型有機栽培」等による産地の拡大  
「ふくしま型有機栽培」等の技術の実証・開発を進め、各地域に適した栽培体系を確立し、産地の拡大を図る。
- 「環境と共生する農業」基礎活動の推進  
エコファーマー認定者のより一層の育成・確保に向け、管内の農業者及び団体等へ導入計画の策定を促すとともに、既認定者等に対し、継続した実践の推進及び特別栽培等へのステップアップを誘導する。  
また、農業用使用済みプラスチックの適正処理やポジティブリスト、GAPへの組織的取組みを支援する。
- バイオマスの利用促進  
家畜排せつ物活用促進に関する県中地方の計画を見直すとともに、資源循環地域支援センター機能の高度化を支援し、「ふくしま型有機栽培」等の一層の普及拡大を図るとともに、食品廃棄物等を利用した飼料化などバイオマスの利用促進に取り組む。

○ 消費者への理解の促進と販路拡大

有機栽培等に取り組む農業者と消費者との交流会を通し、環境と共生する農業への取組みに対する理解促進を図るとともに、各種事業を活用した商談会や産地交流会の開催等を通じて、有機農産物等の販売促進や新規需要の開拓を推進する。